

令和6年8月27日

保護者の皆様

三原市立第三中学校  
校長 三村 章文

## 大雨・台風等に対する非常措置（避難情報の警戒レベルを含む）について（依頼）

穀雨の候 皆様にはますますご健勝のこととお慶び申し上げます。平素は本校教育推進にご支援ご協力をいただき厚く御礼申し上げます。

さて、みだしの件につきまして、大雨・台風等による気象警報・警戒レベル発令時を想定し、生徒の安全確保上の非常措置として、次のように改定しますので、ご確認の上、対応していただきますようお願いいたします。なお、今後の対応につきましては、変更の連絡がない限りこのとおりに行ってください。

### ★テレビ・ラジオ・インターネット等の報道機関において★

- ①三原市又は三原市を含む地域（尾三地域、県南部、県全域）に「大雨」「洪水」「暴風」「波浪」「高潮」警報（特別警報を含む）が発令されている場合。
  - ②学校所在地に、警戒レベル4「避難指示」またはレベル5「緊急避難確保」（以下、「警戒レベル4等」と言う。）が発令されている場合。
  - ①または②が発令されている場合の生徒の対応については、次のとおりとします。
- ※学校からは連絡しません。

- (1) 午前6時の段階で、上記警報または「警戒レベル4等」が発令された場合。  
⇒自宅待機とします。
- (2) 午前6時以降登校時間までに、上記警報または「警戒レベル4等」が発令された場合。  
⇒自宅待機とします。
- (3) 午前8時30分までに、上記警報または「警戒レベル4等」が解除になった場合。  
⇒10時20分までに登校し、3校時から授業を開始します。※給食はあります。
- (4) 午前11時までに、上記警報または「警戒レベル4等」が解除された場合。  
⇒13時までに登校し、5校時から授業を開始します。※給食はありません。
- (5) 午前11時の段階でも、上記警報または「警戒レベル4等」が発令されている場合。  
⇒その日は臨時休校とします。  
※臨時休校の場合も含めて、自宅待機の場合は外出をさせないでください。
- (6) 登校後に上記警報または「警戒レベル4等」が発令された場合、状況により一斉下校等を行う場合があります。その場合、すぐ一斉配信や電話等で保護者連絡します。
- (7) 学校所在地外から通う生徒の居住地域に、「警戒レベル4等」が発令されている場合についても、上記警報（特別警報を含む）と同じ対応になります。
- (8) 警戒レベル3「高齢者避難等」発令時は、登校となります。

～次のことを必ず確認して下さい～

- テレビ・ラジオ・インターネット等で気象情報を確認の上、判断してください。
- テレビ局によって情報が違う場合は、**NHKの警報を基準**とします。
- 「警報」と「注意報」とを間違えないようにしてください。
- 他地区の情報と間違えないようにしてください。
- 「自宅待機」「臨時休校」となった場合、被害防止のため生徒は自宅待機、外出禁止です。
- 増水した河川や海岸へは、絶対に近づかないでください。
- 危険箇所等の情報がありましたら、市役所または学校へご連絡ください。
- 休校等の際は、「授業数確保」のため授業を別の日に振替えることがあります。
- 土・日・祝日の部活動及び長期休業中（土・日・祝日も含む）の部活動については、午前6時の段階で警報が出ていれば、その日の部活動はすべて中止とします。

緊急の連絡先 **第三中学校**      **62-3213**